

食 品 安 全 委 員 会 農 薬 専 門 調 査 会

幹 事 会 第 62 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 22 年 6 月 1 日（火） 16:14～17:51

2. 場 所 食品安全委員会中会議室

3. 議 事

（１）農薬専門調査会幹事会の運営体制について

（２）農薬専門調査会における正確でかつ効率的な審議方法について

（３）その他

4. 出 席 者

（専門委員）

納屋座長、林副座長、赤池専門委員、上路専門委員、小澤専門委員、三枝専門委員、
西川専門委員、松本専門委員、吉田専門委員

（委員）

小泉委員長、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、見上委員、

（事務局）

栗本事務局長、北條評価課長、前田評価調整官、佐藤課長補佐、高橋評価専門官

5. 配 布 資 料

資料 1－1 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成 22 年 6 月 1 日
農薬専門調査会決定）

資料 1－2 各部会において審議する農薬の指定について

資料 1－3 確認評価部会の公開の取扱いについて

資料 1－4 確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方

資料 2 農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）

資料 3－1 農薬の審議状況について（暫定基準の観点から）

資料 3－2 農薬の審議状況について

資料 4 農薬の効率的な評価について

資料 5 論点整理ペーパー（トリアゾホス）

資料 6 農薬専門調査会の役割

資料 7 継続審議農薬及び初回審議農薬一覧（H22.6.1 現在）

資料 8 食品健康影響評価における暴露評価対象物質の扱いについて

6. 議事内容

○ 佐藤課長補佐

では、定刻になりましたので、ただいまから、第 62 回「農薬専門調査会幹事会」を開催いたします。

先生方にはお忙しい中、また、先ほどの農薬専門調査会に引き続き御出席いただき、ありがとうございます。

本日は幹事会に所属する専門委員の先生方 9 名に御出席いただいております。また、食品安全委員会からは小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員が御出席されております。

専門委員の改正に伴い、農薬専門調査会におきまして、幹事会及び評価部会の体制などを御審議いただきましたが、本日の幹事会は最初の幹事会でございますので、納屋座長の方からごあいさつを賜りたいと存じます。また、以後の進行を納屋座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 納屋座長

御指名でございますので、ごあいさつさせていただきます。先ほど座長に御推薦いただきまして、お受けいたしました。鈴木先生がなさったようなことは全くできませんので、そのような御期待をしていただいてもかなわないということを最初に申し上げて、幹事会の先生方の御支援並びに親委員の先生方の御支援や事務局の御支援をいただきながら、ベストパートナーとして、よりよい評価をしていきたいと願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を始めたいと思います。開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いします。

最初に事務局より資料確認をお願いします。

○ 佐藤課長補佐

それでは、お手元の資料をお願いいたします。議事次第、座席表、農薬専門調査会専門委員の名簿。

資料 1-1 が先ほど農薬専門調査会で決定いたしました「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」でございます。

資料 1-2「各部会において審議する農薬の指定について」。

資料 1-3「確認評価部会の公開の取扱いについて」。

資料 1-4「確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方」。

資料 2 として、先ほど農薬専門調査会で決定いたしました事項を盛り込みました「農薬専門調査会体制」になります。

資料 3-1「農薬の審議状況について（暫定基準の観点から）」。

資料 3-2「農薬の審議状況について」というポンチ絵になります。

資料 4「農薬の効率的な評価について」。

資料 5「論点整理ペーパー（トリアゾホス）」。

資料 6「農薬専門調査会の役割」。

資料 7「継続審議農薬及び初回審議農薬一覧（H22.6.1 現在）」。

資料 8 として、先ほどの農薬専門調査会の資料 5 を再配付しております。上路先生の御講演で使いました資料になります。これらは近日中にホームページに掲載されます。

そのほかに参考といたしまして、先週木曜日に公表されました「添加物に関する食品健康影響評価指針」を配付しております。

ここからは机上配付及び傍聴なさっている専門委員の先生方にのみ、別のホチキスどめで配っている参考資料がございます。

資料 4 参考「評価書評価の効率的審議に向けた事務局の取り組み」。

参考 1「農薬専門調査会幹事会の役割（図）」。

参考 2「農薬評価書案 トリアゾホス（抜粋）」。

参考 3「過去に議論となった事例集」。

参考 4「農薬の審議時の重要な発言集抄」。

参考 5「100 以外の安全係数設定剤」。

参考 6「農薬専門調査会開催実績」。これは農薬専門調査会で配りました参考と同じものです。

最後になりますが、評価書評価の基本的な考え方を配付しております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

以上でございます。

○ 納屋座長

それでは、農薬専門調査会幹事会に御就任いただいた皆様を私の方から紹介させていただきます。

評価第一部会座長の上路専門委員。

評価第一部会副座長の林専門委員。

評価第一部会の赤池専門委員。

評価第二部会座長の小澤専門委員。

評価第二部会副座長の吉田専門委員。

評価第二部会の松本専門委員。

評価第三部会座長の三枝専門委員。

評価第三副座長の私でございます。

評価第四部会座長の西川専門委員。

評価第四部会副座長の布柴専門委員ですが、布柴専門委員は御都合により本日は御欠席

であります。

それでは、引き続き、本日の議事に入らせていただきます。議事（１）について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 佐藤課長補佐

それでは、議事「（１）専門調査会幹事会の運営体制について」でございます。資料１－１が先ほどの農薬専門調査会の方で修正をいたしました資料になります。

また、資料１－２、１－３、１－４の農薬専門調査会幹事会の決定の文書が３つございますが、この農薬専門調査会の運営体制に関する事項が修正されたのを受けまして、修正もしくは廃止が必要になるものがございます。

資料１－２「各部会において審議する農薬の指定について」という幹事会決定の文書ですが、総合評価部会、確認評価部会で審議する農薬を指定した文書です。これは農薬専門調査会の運営体制に対する事項で、評価第一部会～第四部会と名前が変更されたことに伴いまして、廃止した方がいいのではないかと考えております。

資料１－３「確認評価部会の公開の取扱いについて」という幹事会の決定事項です。これも確認評価部会という名称がなくなってしまったこと。更にこの文書自体が評価に用います資料の公開のルールを定めたものですので、一部修正が必要になるかと思います。

資料１－４「確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方」という幹事会決定の文書になります。この内容につきましては、評価の考え方。例えば無毒性量ですとかADIにつきまして、評価の考え方を示した文書になります。確認評価部会の名称が変更になったことを受けまして、この資料は農薬の評価のガイドラインのような形に盛り込んでいくべき資料ではないかと考えております。それを受けまして、資料１－４は廃止が適切ではないかと考えております。

以上でございます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。それでは、今の説明に関しまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、資料１－１「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に伴うその他、幹事会決定の各文書、資料１－２「各部会において審議する農薬の指定について」の廃止。資料１－３「確認評価部会の公開の取扱いについて」の修正。資料１－４「確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方」の廃止については、御異存はございませんでしょうか。

（「はい」と声あり）

○ 納屋座長

御了承いただいたようでございます。ありがとうございます。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。事務局より資料の説明をお願いいたします。

○ 佐藤課長補佐

資料 2 をお願いいたします。これは 2 枚のホチキスどめの資料でございます。先ほどの農薬専門調査会の方で幹事会に所属いただきます先生方、それぞれの部会の座長、副座長が決まったことを受けまして、それを修正したものです。

2 枚目は、先ほど座長の指示を受けまして、この幹事会で議論をするためのたたき台になるような資料ということで、先ほど修正したものになります。

資料 3-1 をお願いいたします。これは農薬の審議状況が現在どうなっているかをまとめた資料になります。ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定基準が設けられた農薬がございます。それに着目してまとめた資料になります。

真ん中の少し上になりますが、表 1 を御覧ください。暫定基準が設定された農薬の審議状況が数字でまとめられております。厚生労働省の方で暫定基準値を設定した全農薬は 548 ございます。評価の依頼が来ているもの、いわゆる諮問が来ているものが 212、現在審議中のものが 101 になります。101 の内訳につきましては、その下の表 2 に書いてございますように、各部会、幹事会で継続審議中のものがございます。評価が終わりまして、結果を厚生労働省の方に通知したものが 111 ございます。

資料 3-2 をお願いいたします。これは見やすくポンチ絵形式でつくりました資料です。まず右側の黒い点線で囲ってあるものが農薬抄録や概要書といった詳細なデータが着いている農薬になります。そこからはみ出たものは、そういった詳細なデータがない、いわゆる海外の評価書しかないという評価書評価になります。左上の 59 がそれに該当いたします。

真ん中で茶色の点線で区切られていますが、これはタイムクロックの対象と非対象で分けてございます。今年の 1 月以降、申請者がいる評価につきましては、1 年で評価を終わらしようという委員会決定がございまして、その対象になるものと対象にならないもので分けてございます。

上の方と下の方で丸が幾つかございまして、重なっている部分がございますが、これは左下を御覧ください。評価を要請する目的が幾つかございます。例えば新規登録、適用拡大、適用作物の変更申請に係る評価の要請のほかに、魚介類中の残留基準値の設定の要請もございます。畜産物中の残留基準値の設定の要請もございます。そのほかにインポートトレランス申請。ポジティブリスト制度に伴って設定された暫定基準値に係る評価の要請。あとは家畜の飼料、餌に設定した残留基準値に係る評価要請と幾つかございますので、それらを細かく分けますと、幾つか円があるということになります。

先ほどの資料 3-1 で、表 1 の一番左側、暫定基準が設定された全農薬が 548 ありまして、212 しか諮問が来ていない状況ですから、資料 3-2 の左上の黄色い部分に赤字で書いてあります評価書評価の 59 の部分が、今後諮問される予定と考えられます。

資料 4 をお願いいたします。農薬の効率的な評価という先ほど農薬専門調査会で委員長の方からごあいさつからございましたように、数多くの農薬を正確かつ効率的に評価を行う上で、こういったことが事務局としてできるのかというような内容をまとめたものです。

一番最後のところに「評価方針」とございますが、その1番目をお願いいたします。その上に、毒性の種類が幾つか農薬の種類に応じて、例えば神経毒性の疑いがある、発がん性の疑いがある、生殖発生毒性の疑いがあるというふうに、毒性の種類に応じて分類できるのではないかと考えておまして、それがわかる範囲で事務局の方で論点整理ペーパーを準備してはどうかと思っております。

次の資料5が論点整理ペーパーの見本になります。これは評価書評価で暫定基準値が設定された有機リン剤のトリアゾホスという農薬で、今後審議をお願いする剤になりますが、その試験成績の概要と事務局でわかる範囲でのポイントをまとめた資料になります。こういったものを順次用意していこうかと思っております。

以上でございます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。それでは、まず農薬専門調査会幹事会の運営体制について、御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。ここでは幹事会と評価部会の役割を明確にして、どのように住み分け、適正かつ効率よく運営できるかを議論したいと考えます。全体を一括して御意見を求めても意見を出しづらいかと思いますので、少し論点ごとに区切ってお伺いしたいと思います。

まず部会に関してですけれども、4部会あります。それぞれの部会にどのような特徴を持たせるのか。また、どの程度の頻度で開催する必要があるかについて、皆さんの御意見をいただければと思います。もっとも開催頻度に関しては、新規剤等の申請状況や審議資料の準備状況等に影響されますけれども、大まかな基準でも御意見をいただければ結構かと考えます。どうぞお願いいたします。

副座長の林先生はいかがでしょう。

○ 林副座長

その開催頻度は原則として、月に1回というように大まかに決めておくより仕方ないのではないと思います。各部会に特徴を持たせるという点ですけれども、先ほど事務局の方からも説明がありましたように、エンドポイントで部会のメンバーを眺めて、得意分野の先生方が多いところにそういう問題点のある剤をお願いして、正確な審議をしていただく方向性が1つあっていいのではないかと考えます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございました。ほかの先生方、何か御意見はいただけませんでしょうか。吉田先生、いかがでしょうか。

○ 吉田専門委員

私も林先生の御意見に賛成です。ただ、1つの剤でも発がん性だけでなく、例えば神経毒性やいろいろな毒性があることがございますので、そういう場合はその専門の先生に、その部会に来ていただけることがありますといいかと思います。

○ 納屋座長

とても貴重な御提言だと思います。原則として各4つの部会に分かれているけれども、必要に応じて別の部会からも御参加いただくことを積極的に考えていきたいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、各部会はそれぞれ特徴を持ったような形で審議をしていただくように剂を割り振っていただく。先ほど事務局からもちょうどできるように工夫をするという御提言もございましたので、そのような形で運用していきたいと思います。

それでは、資料2につきまして、暫定的な分類をお示しいたします。めくっていただきますと、同じ表がございまして、一番下にピンクでそれぞれの特徴づけを明示しております。

例えば評価第一部会では、神経毒性の疑いがある剤は集中的に議論していただきたいということで、神経毒性に御専門の先生方にお集まりいただいたりという工夫をしてございます。評価第二部会では、発がん性の疑いのある剤を審議していただきたい。評価第三部会では、生殖毒性の疑いがある剤を審議していただきたい。評価第四部会では、遺伝毒性の疑いがある剤を審議していただきたい。こういう大まかな分類をして、それぞれの先生方にこれらの部会に所属していただいたという希望がございました。御参考までに申し上げます。

○ 三枝専門委員

本質的ではないですが、例えば第三部会の構成を見ますと、遺伝毒性の先生が佐々木先生しかおられません。もし佐々木先生の都合が悪いということが生じた場合に、これは支障を来すように思うのですけれども、今後、遺伝毒性の先生をここに加えていただける可能性はいかがでしょうか。

○ 納屋座長

ありがとうございます。非公式の場でのお話ですが、先ほど休憩時間に佐々木先生とお話をしていたときに、私はいつもどこの部会でも1人なんですとおっしゃっていました。欠席するとすごくプレッシャーを感じられるようなので、それもお気の毒ですので、今後新たな補充が可能かどうかも含めて、事務局でも御検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。特に遺伝毒性の分野に関しましては、林副座長が御専門ですので、是非とも対応策等を御検討賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小澤専門委員

今のことに関連しますけれども、それは多分どこの部会でも似たようなことはあると思います。つまりもうちょっと生産的に行きたいと思いますが、コミュニケーションの手段としてはEメールということになるのでしょうかけれども、あらかじめ意見交換をすることで、各先生の予定が合わせるのが難しいということも大分わかってきておりますので、そういうことも考えてはどうかと思いました。いかがでしょうか。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。本当に課題がたくさんあるなど。座長を引き受けて大変

なことになってしまったなという思いもありますが、幹事会の先生方に知恵を出していただいて、対応策を考えてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

とりあえずやってみましょうということですが、各部会におかれまして、十分審議をして御評価をいただいて、結論を導いていただくことが必要だと思いますけれども、知恵を出さなければいけないということもありますでしょう。そのようなときにどうすればいいかということで、そういうことも含めて、今年3月までの幹事会でも問題意識を持っておりまして、やっておりました。どういうふうに解決しなければいけないかということも考えてきておりました。

特に林先生にはそういうところの中心的な役割をしていただいて、今回、住み分けをどうしようとか、大事な御提言などもいただいておりますので、これからどんどん御議論いただきたいと思います。こういうときには必ず支援をしていただける副座長に話を振りたいと存じますので、是非ともコメントをお願いいたします。

○ 林副座長

今の委員の追加の件ですけれども、必要なところに増やしていくのは大事なことだとは思いますが、これだけいろいろな委員がおられるので、今、小澤専門委員もおっしゃったみたいに、問題が事前にわかっているような場合には、本当にバーチャルな委員会で対処していくことも考えられると思います。その辺のところは動いてみないと実情がなかなかわからないかと思うので、少し動かすことが大事かと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。そのほかに何か御意見をいただけませんでしょうか。

○ 西川専門委員

4つの部会の振り分けが神経毒性、発がん性、生殖毒性、遺伝毒性と、特殊な毒性であると思いますけれども、要するにこれに属さない一般毒性は適当に振り分けるのか。あるいはこの範ちゅうに入らない免疫毒性などが疑われる場合はどうするか。その辺はいかがですか。

○ 納屋座長

それぞれの部会の御負担が均衡化するように、事務局で御配慮いただきたいと。それが難しい場合には、幹事会で協議しながら、どこの部会に振り分けるかということも相談したいと考えております。西川先生、それでよろしゅうございましょうか。

○ 西川専門委員

結構です。

○ 納屋座長

それでは、部会での審議に関連しまして、部会で一定の結論が出れば、それは全然問題がないわけですが、部会で結論が出ないような場合は、幹事会でいろいろと検討することとも考えたいと思います。部会での評価書（案）に関しましては、きちんと結論まで書いていただいて、書けない場合には、幹事会でここについては討議してほしいとか、具

体的に問題点等を明記していただいて、それで幹事会で検討して、部会にフィードバックをするという形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見を賜ればと思います。

○ 上路専門委員

今まで鈴木先生が各部会に出いらして、なおかつ各部会で検討されていても、最終的に幹事会が決定するということが今までの流れだったと思います。そうではなくて、基本的には各部会がある程度決定して、それでどうしてもできなかった場合には、その旨について、どこが問題であるかを評価書に書いていただいて、それを幹事会に出す。それで幹事会で提案してもらって、そこを検討するという流れでよろしいですか。あくまでも各部会が ADI の設定まで責任を持っていただくということとしたいのですけれども、そういう確認でよろしいでしょうか。

○ 納屋座長

ただいま上路先生がおっしゃったとおりでございまして、各部会で決定していただく。決定していただいたことは、幹事会は最大限尊重したいというのが私の考え方でございます。

1 つ申し述べますと、これまでは鈴木先生が各部会全部を横断的に出席をされていらっしやいました。各部会でのばらつきがないような標準化、整合性を取られていらっしやいました。しかしながら、今後、私はそういうような活躍はできませんし、そういう活躍を期待していただいても困ります。各部会に出席するということはありません。各部会で決めていただいたことは、幹事会では基本的には最大限尊重したいという考え方でおります。

どうしても各部会でまとまらないことがあれば、それは評価書（案）の中に書いていただいて、ここが課題だということで、そこを幹事会で議論をしてくれということを書いていただければ、それを幹事会で討議したい。その結果は部会の方に、このような結果でしたという形で必ずフィードバックをするという形にしたいと思います。

従来のやり方ですと、先ほど上路先生がおっしゃったように、せっかく部会で決めても幹事会で引っくり返された。しかも、それが理由もあまりはっきり伝わってこないということで、半ばモチベーションが下がるという御意見もございましたので、そうではなくて、各部会に責任を持っていただいて、決めていただくことが必要だろうと思います。林先生、いかがでしょうか。

○ 林副座長

今の御説明で全く問題ないと思います。追加ですけれども、これまでは割と部会で評価書をつくったときに、文言のところで最終的に座長預かりで、座長と事務局で文言を修正しますとしたことが多かったと思いますけれども、今後はできるだけ評価書の文言もその場で決めることができれば、今、座長がおっしゃったようなことが進むように運ぶかなと思いました。

○ 納屋座長

林先生、どうもありがとうございます。それはやり方は工夫次第で、評価書（案）その

ものがパソコンの中に入っておりますので、その場その場で文言をきちんと固めていくというやり方も取れるのではないかと思います。パソコン、プロジェクターを準備すれば、幾らでも解決できる方法であろうと思いますので、是非とも事務局でも御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。そうしますと、部会は基本的に月1回を原則とすること。最後まできちんと評価をしていただいて、ADIも決めていただく。幹事会では確認をさせていただく。部会でもめて答えが出なかったようなことに関しましては、幹事会で討議させていただく。それは必ず部会にお返しするという内容になったかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に幹事会でやるべきことを確認したいと思います。今もう既に少し中身に触れたと思いますが、1つずつ確認をしていきたいと思います。

まずは1、農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させることとありますので、管理当局から諮問のあった剤のうち、その特徴を見極めて、どの部会にお願いするかを決める仕事でございます。この点に関しまして、何か御質問、確認はございませんでしょうか。

先ほど事務局からも振り分けをやってくださるということでしたので、それを幹事会で確認して、適正であればそのまま行くし、何か修正が必要であれば行うということになるかと思いますが、そういう機能を幹事会に持たせるのだということです。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○ 納屋座長

ありがとうございます。次ですが、部会が調査審議した結果について調査審議するとあります。評価を最終的に確認して、親委員会に送り出すのは幹事会の仕事と考えますが、各部会で専門の委員によって十分に討議されたものですから、特段の問題がないものに関しましては部会の結論を尊重し、問題がなかったことを確認するだけ。すなわち報告で十分ではないかと考えております。ただ、部会で合意が得られず、幹事会に審議が委ねられるものに関しましては、幹事会で審議して結論を出すことが必要だと考えます。この点に関しまして、御質問、御確認いただけますでしょうか。

○ 西川専門委員

全くそのとおりだと思いますけれども、これまで幹事会に出席していて、問題のなかったことを議論した覚えはないです。それだけは言っておきます。

○ 納屋座長

ありがとうございます。大変本質的な御意見でございまして、どうお答えしていいのかわからないけれども、基本的にADIに触れなければ、もういいかなという感じは持っておりますが、それではだめだよという、吉田先生、何か言いたそうですね。

○ 吉田専門委員

委員長もおっしゃったように、最初のハザード・アイデンティフィケーションをきっちりして、それからリスク評価ですから、やはりハザード・アイデンティフィケーションはそれぞれの部会でしっかりやっていただくということを、部会の専門委員におかれましては、これまでより一層努力していただきたいと思います。

○ 林副座長

今のハザード・アイデンティフィケーションだけではなくて、そのリスク評価についてもきちんと各評価部会で、できるだけ最終的なところまで、これまで以上に完成度を上げていただくのが大事かと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。今の点に関しましては、以上でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、第3点に移ります。その他、農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することに関しましては、いろいろな事項が含まれると思います。まずこれまでの幹事会でも行ってまいりました適用拡大等に関する審議。これは引き続き行うことになります。また、これまで部会で審査していただいております評価書評価に関しましては、幹事会で一括して行うのが適当ではないかと考えております。

この点に関しましては、審議の効率化、迅速化にもつながる案件ですので、御議論を賜りたいと思います。更に各部会間で共通認識を持たないといけない点。すなわち横断的に考えなければならない案件を処理する役割があります。この点に関しましては、次の議題として御議論いただくことになっています。したがって、ここでは評価書評価に関して、少し御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小澤専門委員

今の点、私自身よく理解していないので確認をさせていただきたいのですが、これは評価書評価のやり方について、今この場で議論をするという意味合いですか。私がよく理解できなかったところは、横断的に考えなければならない案件とおっしゃる意図がよくわからなくて、申し訳ありませんが、確認させていただければと思います。

○ 納屋座長

申し訳ありません。横断的なこととは、例えば急性参照用量ですとか植物代謝のデータから代謝物をどういうふうに含めるのかといった問題。あるいは安全係数をどのようにしたらいいのか、こういうのが各部会共通の横断的な課題。このことにつきましては、次の議題としてお話をさせていただきたいということでございます。

今からは部会では評価書評価をやめて、幹事会で評価書評価をしようではないかということについての御議論を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○ 小澤専門委員

今のことに關しては、幹事会で評価書評価をさせていただくということで、私は賛成しております。ただ、最も重要なポイントは、各評価書に書かれていることは往々にして農

薬抄録がある場合と比べると、例えば申請者に照会をすることはできないことが多いわけです。ですから、評価書に書かれているデータが評価に耐えるのかどうかが一番のポイントになるのではないかと考えています。その辺りをどう考えたらいいのかが一番重要なポイントかと思っています。

○ 林副座長

私も今の小澤専門委員の御発言に全く賛成です。私も最初は勘違いをしていたのですが、ポジリスに載ったものはすべて評価書評価かと思っていたのですが、それは違まして、今日配られている資料 3-2 でわかりますように、ポジティブリストに載っているものでも完全に評価書評価になるものと、農薬抄録のようなものがあるようなものについては、そのデータを我々が見ることができる。データにアプローチできるものについては、きちんとした審議をする。今ここで議論されているのは、要するに評価書評価、海外の評価書しかない。基のデータにたどり着けないようなものについては、それは幹事会だけでやってはどうかと御提案の趣旨だと思います。

これまでも各部会で評価書評価なるものをしていたと思いますけれども、結局そのデータがないまま議論をするものですから、委員の皆さんも非常にフラストレーションがたまったと思いますし、それは幾ら議論をしてもサイエンティフィックな結論を導くことはできないと思います。そういう意味では、基のデータにたどることができた評価書をつくった委員会なり、その専門グループがきちんと我々から見て評価のできるグループであれば、そこで下した評価自身をも我々は受け入れるべきではないかと考えているのが現状です。

もしそういうふうになれば、小澤先生がおっしゃったようにデータが信頼できるものかどうかの評価だけで、最終的な評価は例えば EPA が下した評価であれば、EPA の評価を信用するということで考えていけば、幹事会だけで済むのではないかと。また余分な労力も使わないで済むのではないかと考えております。

○ 三枝専門委員

私は林先生の御意見に全く賛成です。1つの問題は、評価書評価は公的な文書をこちらでああでもない、こうでもないとやらなければいけないので、そのときに例えばオーストラリアの値とカナダの値と EPA が違ったと。どれを取るかが一番問題だと思いますけれども、原則は一番厳しいのを取るという発想でよろしいのでしょうか。その辺のコンセンサスがあればと思います。

○ 林副座長

それは本当にここでのコンセンサスだと思いますけれども、原則は厳しいものを取ること。あとはその中身を見て、本当にいいデータを評価しているのが際立てば、それを採用するということも可能かと思っています。でも、原則としては低いものを使うのが一番コンセンサスを得やすいのかなと思います。

○ 納屋座長

どうぞ。

○ 見上委員

今の評価書評価の件はすごく重要だと思います。結局、資料を取れないのが明らかなものは入口で評価できないということをどんどん返していかないと、必ず学者先生は自分が思ったら、それを何とかしようと。それで、無いデータをよこせと言っても結局出てこないで、その辺をしっかりとやってもらわないと、我々親委員会も相当苦勞するのではないかと思います。

○ 納屋座長

見上先生、大変貴重なアドバイスをいただきまして、ありがとうございます。私どもも何度それを言いたかったことか。我が意を得た思いでございまして、評価できないものは評価できないよと門前払いもするぞという姿勢をはっきりと出していただく。そうすると、あと何百剤あると、何とか行けそうな気がしてきました。

そういう評価書評価のうち、評価できるものはするし、評価できないものは突き返すということで、とりあえず進むということにさせていただければと思います。そして、十分なデータがあるものについては、部会でしっかりと審議していただくという役割分担を明確にしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○ 小澤専門委員

せっかくの場合なので。もしかしたら所掌業務から外れてしまうような発言かもしれないですけども、その評価書評価の対象になった剤の使用状況というか、国内でその剤がどのくらい存在して、我が国の国民がどれくらい暴露し得るのかに関しては、データが得られそうなのかどうかをちょっとだけ整理させていただきたいのですけれども、どうでしょうか。わからないならわからないで仕方がないと思います。

○ 納屋座長

暴露状況が国内で使われているのかどうかは大事なことです、これは多分事務局の方でお答えいただけるのではないかと思います。

○ 佐藤課長補佐

今のは評価書評価の話ですね。その場合は国内で登録がなく、海外で登録があって使われている農薬になります。ですので、我々の国民の口には輸入品を通じて暴露されることになりますが、どの国でどのくらい使われているのか。輸入されたときの食品にどのくらい残留しているかというような詳細なデータは、残念ながら、ないような状況です。

○ 小澤専門委員

そこをどれくらいのところであきらめるかという問題もあると思います。それをどこでやるのかということはこの場で少しだけ議論しておいた方がいいのではないかと。輸入ですね。そこを認容するのかどうかという問題ですけども、幹事会で議論をする前に、我々は実際にデータを見なくてはいけないわけですから、そのときまでにある程度の情報、わからないなら、わからないという情報があってもいいと思います。それを教えていただいしておく方がいいのではないかと思います。

○ 上路専門委員

多分それは事務局にお願いしなくてはいけないと思いますけれども、どこの国でそれがまだ登録として残っているのかということ。日本に入っていないで、海外で使用されているのか、使用されていないのか。それくらいの情報は取れると思います。取れませんか。

○ 佐藤課長補佐

いわゆる先進国ですから、EU、アメリカ、カナダ、豪州で登録があるかどうかは、ある程度わかると思います。

○ 上路専門委員

量的な把握は難しいですか。

○ 佐藤課長補佐

はい。

○ 三枝専門委員

今、議論になっているのは非常に大切なことだと思います。私の経験からしますと、昔アメリカで禁止になった農薬が、実はフィリピンで使われている。例えばバナナの農薬ですけれども、先進国では使われていないけれども、フィリピンでは使われていて、アメリカと同じような労働衛生の問題が起きたという事例もあります。ですから、今、一連の議論の中で、そういうことがあり得るということを考えると、できるだけ情報を集めていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 納屋座長

事務局にはどんどん無理なお願いをするようになりますが、是非とも御検討を賜りますようお願いいたします。

○ 佐藤課長補佐

わかりました。

○ 小澤専門委員

具体的には事務局はどのような情報源を使って、どういうふうになさいますか。

○ 佐藤課長補佐

まずは厚生労働省の方で残留基準値を決めたときの情報がありますので、それを教えていただきます。その後、どういうふうに変わっていったのか。登録が増えたのか、なくなった情報を追っていきたいと思います。

○ 小澤専門委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 見上委員

それと同時に、どういう理由でポジティブリストに入れたか。

○ 佐藤課長補佐

基本的には海外で登録があったというものです。EU、EPA、豪州、カナダ、コーデックスの基準値があるものに暫定基準値が設定されています。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○ 小泉委員長

今、言われた、日本では使われていなくて、海外で使われているものについては、諮問時に厚生労働省あるいは農林水産省から説明がありますので、こういうことを聞いておいて欲しいということがありましたら、私たちができるだけ質問をさせていただくようにしますので、今、言われたことも、できるだけお聞きするようにいたします。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。それでは、今までのところをまとめてみたいと思います。評価部会と幹事会の役割分担で、部会につきましては各部会で毒性の種類や作用に応じた剤の審議を専らお願いしたいということで、特徴づけをしたいと考えております。例えば神経毒性、発がん性、生殖毒性、遺伝毒性等でございます。勿論、部会の中での負担ができるだけ均等化するような配慮も必要でございます。新規剤など詳細なデータがそろっているものの評価をお願いするということ。

開催頻度は月に1回。審議のスピードは1回に1剤を原則としたいと考えております。十分に議論をしていただきたいと思います。評価部会で結論が得られなかった場合には、剤の最終評価は幹事会に要請していただく。その際に評価書（案）にその旨を明記していただく。評価書（案）に関しましては、できる限り文言まだ最終化していただきますように御審議していただきたいと思います。と存じます。

次に、幹事会につきまして。開催はこれまでと同じように月1回を原則としたいと考えております。評価部会の特徴を増まえた上で、審議する剤をどの部会にお願いするかを決定します。適用拡大に伴う評価を幹事会で審議いたします。評価部会から要請のあった剤について、議論がまとまらなかった部分を中心に審議して評価をいたします。その結果は速やかに評価部会に報告いたします。その他、評価部会の結果についての報告を受けます。

また、詳細なデータが入手できない海外のリスク評価機関の評価書に基づく評価書評価を行います。評価部会に横断的な案件、例えば急性参照用量、安全係数、暴露評価対象物質、評価ガイドラインに関する議題等があるかと思いますが、これはまた後ほど議論をしたいと思います。このくらいだったと思いますが、よろしかったでしょうか。御確認を賜りたいと思います。

ただいま上路先生から、パブコメの回答はだれが担当するのかという御指摘をいただきました。皆様にお考えいただきたいのですが、幹事会でパブコメに対する対応をしますということも、ここではっきりとした方がよろしゅうございますか。いかがでしょうか。

○ 林副座長

先ほどの運営体制に関する事項の中で、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とすることがありますので、部会から上がってきたものも我々のところで最終確認をして親委員会の方に上げるわけなので、それに対するパブコメはまず我々のところで答え

るのかなと。更に各部会にまでお願いしないといけないような場合もあるかもしれないので、その判断は幹事会で行えばいいのかなと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。林先生の御意見で御異議がなければ、そのようにしたいと思います。では、パブコメ対応も幹事会の役割であるということでございます。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。先ほど申しました横断的な案件に関することでございます。各評価部会に共通に関係する横断的な案件をどのように進めていくかということで御議論を賜ればと思います。

最初に急性参照用量の検討の進め方です。これに関しましては、これまで JMPR 等で御経験をお持ちの吉田専門委員、何か御意見はございませんでしょうか。

○ 吉田専門委員

急性参照用量は、今、私たちが決めている ADI と並んで、既にアメリカあるいは JMPR では設定がされています。これはそのものを一生涯食べ続けても影響が出ないだろうという量だけではなくて、長期間ではないけれども、単発的にそれを食べてしまったときの急性的な影響に対する基準値がないので、これについては日本も決めていった方がいいと私は考えます。

ただ、我々はまだ経験がございませんので、できれば、いきなりワーキンググループを立ち上げるというのではなくて、今まで JMPR が 2006 年からしてきた 5 年間のデータがありますので、それをまず参考にしながら事務局と勉強会をつくって、それで最終的にはガイドラインができるような形でまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 納屋座長

大変結構な御提案をいただいたと思います。ほかの先生方はいかがでしょうか。御異存のないようであれば、まずは勉強会を立ち上げると。それで十分に知識を得てから、またどうするかを進めようとするのがいいのかなと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、吉田先生と事務局で協力していただいて、必要となる資料等を準備していただいて、勉強会を進めたいと思いますので、これには吉田先生が中心になって進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に暴露評価対象物質につきまして、討議をしたいと思います。先ほどの農薬専門調査会で上路先生から解説と問題提起をいただきました。内容につきましては、先ほどの農薬専門調査会の資料 5。幹事会資料としては資料 8 として再配付してございます。上路先生、どのような進め方をすればよろしいでしょうか。

○ 上路専門委員

先ほど一番初めにお話ししましたがけれども、食品健康影響評価というところで ADI の決定と暴露評価対象物質を何にするのか常に悩みながら、その場しのぎと言ったら言い過ぎですが、総合的な判断をしながら決めてきたというのが実情だと思います。そういうこと

で、できる限り早く暴露評価対象物質の選定理由と選定基準を決める方がいいのではないかと思います。

ただし、先ほど示しました OECD の 1 つの考え方がすべて直ちに食品安全委員会での決め方につながるとは思えない。まだもう少し検討しなくてはいけないということで、先ほどの最後にも示しましたがけれども、何らかのワーキンググループを立ち上げて、検討していけばいいのかなと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。ワーキンググループを立ち上げた方がいいという御提言でございますが、御意見を賜りますでしょうか。どうぞ。

○ 西川専門委員

ワーキンググループを立ち上げることは、勿論異論はないのですが、リスクマネジメントに関わる人を加えるという考えはどうでしょうか。リスクコミュニケーションという立場から。

○ 上路専門委員

このメンバーをどうするかということになると思いますけれども、当然、植物代謝の人だけでなく、どうしても動物代謝あるいは毒性の方々も入っていただかなければいけいでしょうし、もしかすると規制関係の人たちにも、ガイドラインの方とどう関係しながら決めていくのかというようなことも、場合によっては起こり得るのかなと思います。

先ほどのリスクコミュニケーションという観点からというと、私もすぐにどうしようかなというのがあるのですが、基本的には今の専門委員の先生方を中心に必要に応じて、いろいろな方々の御意見を聞きながらということですから、きちんとこういうメンバーでと初めから言い切れないと思います。

ただし、そのワーキンググループをどういう形で、どの先生にお願いするのかは座長を含め、事務局や親委員の先生方、あるいは幹事会のメンバーの先生方にも御相談させていただきたいと思います。

○ 納屋座長

西川先生、どうもありがとうございます。ここの専門委員だけで解決できるわけではなさそうなので、外部の方も専門参考人としてワーキンググループの中に入れていただくことが必要なかもしれません。そういったことも含めて、上路先生を中心にどういうふうにそれを今から立ち上げていったらいいかを検討したいと思いますし、上路先生がおっしゃったように、幹事会の先生方、親委員の先生方の知恵を拝借しながら、一番いいと思われる方法を選択して、ワーキンググループをつくっていければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 西川専門委員

結構です。

○ 納屋座長

ありがとうございます。それでは、そういう形で進めたいと思います。

次に評価ガイドラインについて討議したいと思います。どなたか御意見はございませんでしょうか。評価ガイドラインに関しましては、今年の5月27日に「添加物に関する食品健康影響評価指針」が公開されております。御討議を賜ればと思います。

○ 吉田専門委員

私もこのような非常に基本的なガイドラインは必要だと思います。あまり微に入り細に入りというものよりも、やはり共通した横断的なガイドラインにさせていただいて、例えばガイダンスドキュメントのような形で、個々の事象については対応するということがよろしいのではないかと思いますので、非常にこの添加物でのガイドラインは参考になると思います。

○ 林副座長

私も今の御意見に賛成で、それと更に付け加えるのであれば、要するに食品安全委員会が出すガイドラインなので、添加物と農薬で根本のところが違うのはまずいから、そういう根幹の部分、コアの部分は統一していく必要があると思うので、そういう意味では添加物に関する指針をうまく利用して、根本的なところは違わないようにして、それにその農薬の特徴を持たせるような進め方がいいのではないかと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。各専門調査会で言っていることが違っては大変なことです。基本は同じ。既に大変参考になるものができ上がっておりまして、これはもう公表されております。ですから、ここを基本として、添加物にはないけれども、農薬ではこういったことが必要になるというものを追加するような形でつくっていくのが一番いいかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 小澤専門委員

それは賛成いたします。農薬にスペシフィックということになると、先ほど来、議論してまいりました暴露評価対象物質も入ってくるということで、この添加物のガイドラインを見せていただいて、動物代謝の委員として気になることを申し述べますと、10ページの体内動態試験のところでございます。書いてあることはそのとおりだと思うのですが、実際の農薬専門調査会でこのようにできてきたのかなということ。

もう一つは、私はここに書かれていることをおかしいと申し上げたいわけではなくて、ほかの部会の動物代謝の委員と話をしたときの経験が頭の中に入っているわけですが、人における体内動態の推定をするのは、そんなに簡単なことではないのが動物代謝をやっているものの一般的感触というか、第6感という言葉はおかしいのですが、そういう感触があります。

どうすればいいかというと、そのために例えばヒト肝細胞を使う試験系をつくったとか、あるいはヒトの薬物代謝酵素の遺伝子発現系あるいは薬物トランスポーターの発現系をつくって、*in vitro*で代謝プロファイルを明らかにするようなことをしてきた。その努力に

よって、1990年代に動物種差という問題はかなりクリアーされてきてはいるのですが、そういう薬物動態学のバックグラウンドを持っている動物代謝の先生、この調査会に関わってくださっている動物代謝の先生の間から見ると、フラストレーションがたまっています。

つまり、ヒトにおける体内動態を推定できるようなデータを申請者にどこまで求められるのかは、非常に難しいねということは常に、私は動物代謝の幹事会のメンバーだから突き上げをくらうのかもしれないですが、そういうことを聞いてきました。

ですので、結局どうしたらいいかということですが、このガイドラインに書かれているように、ヒトにおける体内動態や有害な作用の発現の推定等について、考察を行わなくてはならない。この総論はそうなのだと。ほかの部会の動物代謝の委員に理解を求めるような啓蒙活動を私がやればいいのかということだけかもしれないけれども、要求できる場所は要求していきたいというか、データがあるのかなのか、いつも悩むところですが、何らかをこれから考えてやっていかなくてはいけないだろうと思います。今、解決できるような問題ではありませんが、せっきくの場合ですので、発言をさせていただきました。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。大変重い御提言でございまして、例えばヒトの幹細胞を使ったような *in vitro* の評価系とかは既に確立されておりますが、倫理上の問題があって、そう簡単に使えないということもあります。ただ、農薬のガイドラインでそういうデータを必要とするよと言書けば、データが付いて出てくるようになるものなのではないでしょうか。これは行政的なお話になってきますけれども、そんなことは書けないですね。

理想的にはそういうデータがあると、ヒトと動物データとの相違からブリッジングをすることができるけれども、ここから先は何を発言していいのやら、不適切発言になりそうなので、言葉を選ばなければいけないと思いますが、将来そういうことが可能になることを希望するという程度にとどめるしかないと思います。吉田先生、いかがでしょうか。

○ 吉田専門委員

確かにガイドライン上はいろいろあるのですが、やはり動態は非常に重要な部分ですので、例えば農薬では非常に高用量で試験をしたりしますので、血中動態がどうだったのか。ヒトではこういうことが起きているのか。最新の科学で、できることは少しずつやっていくことをしないと、最近の科学とどんどん乖離が起きてきてしまって、結局はヒトの健康影響も評価しづらくなってきて、ツールはあるのに使っていないということでは、これは科学的に審査するのがリスク評価ですから、ここでどうこうして決めることではありませんけれども、私は今の小澤の先生の御意見はもっともだと思います。

○ 小澤専門委員

どうもありがとうございます。ただ、この添加物のガイドラインも相当考えて書かれているというのは、よく伝わってきます。ヒトにおける体内動態並びに有害な作用の発現

の推定等について考察を行わなければいけないというのは、非常に言葉を選んで書かれていて、これはこれでもっともであり、動物代謝の側面から評価に関わる委員がこういうことを認識を共有できるような、そういうベストパートナーとして事務局と一緒にやっていけばということで、この場ではいいのではないのでしょうか。

○ 納屋座長

小澤先生、どうもありがとうございます。非常に大事なところですので、今後、新規剤等で積極的にこういうデータを出してくだされば、非常にありがたいという希望だけ申し上げることとどめたいと思います。ガイドラインにつきましては以上のようなことで、基本的には添加物に関するものをコアとして、我々が現実的なものを構築していく。幹事会でそれを検討して、つくり上げていきたいということですが、よろしゅうございますでしょうか。

○ 吉田専門委員

このガイドラインをつくるリーダーといたしますか、それは幹事会全員で考えるということですか。

○ 林副座長

これはやはり幹事会でやるより仕方ないのではないのでしょうか。添加物の方も私は一緒にこれをつくっていたのですけれども、添加物も添加物の部会全体として大きな問題なので取り組もうという形で最終的にはやっていたと思います。これは幹事会がコアになって、更に部会のメンバーが必要であれば一緒に議論するということで、どんどん輪を広げていて、コンセンサスを得て1つにまとめるということなので、やはりこれは幹事会としてのもう一つの大きな仕事ではないかと思います。

○ 納屋座長

林先生、どうもありがとうございます。今後の部会の進め方につきましても、全体の座長が全部出て標準化を図ることもありませんので、こういったガイドラインをつくって、それに従って各部会が同じ視線で評価を進めることが大事だと思いますので、これは早く進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移りますが、よろしゅうございますでしょうか。安全係数に関しての問題であります。これは他の専門調査会にも関わる案件でございまして、食品安全委員会全体での検討が必要であろうと考えます。幹事会を中心に積極的に参画するという事として、その状況について適宜、事務局から御報告をいただくことにしたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

我々だけで勝手に決められるような問題でもないと思います。既に食品安全委員会の研究事業としても、安全係数に関する研究をしておりますし、そういったのがたたき台にもなるのではないかと思いますので、我々だけが飛び跳ねて動けるようなものではないと思います。それで御了解いただければと思います。

では、ここまで評価部会と幹事会の役割について、かなり御議論をいただきました。一

定の方向性が得られたのではないかと思います。これまでの議論の内容を文章の形でとりまとめることが大事なことはないかと思います。御意見を賜りますようお願いいたします。吉田先生、いかがでしょうか。

○ 吉田専門委員

何を審議するかについてでもよろしいですか。この何年間か評価に携わっていて思うのは、我々にとってのデータとは何かということです。新規剤にとってはデータは農薬抄録ではなくて、GLPで準拠して行われた報告書だということを皆さんの共通認識として持っていただきたいと思います。ですから、我々が評価するのは、報告書から評価するというのが我々の基本だと思います。

ですので、我々は抄録を直すためにはいるわけではありませんから、特に新規剤としては、報告書を見て判断することを基本にしたいと思います。これは是非、幹事会の各座長の先生方から各部会へ徹底していただければと思います。

○ 林副座長

今の吉田先生の御発言は非常に大事だと思います。今、座長の方からあった、今日のとりまとめの中に今のお話も文章として、きちんと残していただければと思います。

○ 納屋座長

ありがとうございます。そのようにしたいと思います。それでは、事務局の方でここまでの議論を整理していただいて、次回の幹事会並びに評価部会までに、この幹事会の決定事項として用意していただきますようお願いいたします。

議事(2)に進ませていただきます。農薬専門調査会では残留農薬等の安全性について、科学的に十分に審議を尽くし、間違いのない評価を行わなければならないのは言うまでもありませんが、迅速な審議も必要であると考えます。そのためには、いかに効率的な審議を行うかということを考えておかなければなりません。

先ほどの評価部会と幹事会の役割分担のところで、かなり御議論をいただきましたので、まだ議論をしていない点に絞って、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ 佐藤課長補佐

それでは、資料の説明をいたします。最初に資料5をお願いいたします。先ほどの説明と重複いたしますが、今後審議を行う剤につきましては、こういう形でどういった様式がいいのか御議論いただければと思うのですが、試験成績の概要と事務局で気づいた点を論点整理ペーパーの形でまとめていこうと思います。

次に、机上配付、傍聴なさっている専門委員の先生方に配っているホチキスどめの別の資料をお願いいたします。これの参考2～5までが事務局の方でつくりました資料になります。

参考2につきましては、この論点整理ペーパーのトリアゾホス見本なのですが、これの基になる評価書の目次のものです。目次のところを見ていただきますと、各試験のところに試験実施年とGLPに対応しているか、対応していないかという情報も盛り込んでいき

いと思っております。

横表になって見づらいのですが参考 3。カラーの緑色の部分がございます資料です。これはこれまで評価を行った農薬で、厚生労働省の方にも結果を通知しているものです。過去にどういったところが論点になったのかを備考に書いてございます。

参考 4 は、神経毒性に関して、恐らく評価ガイドライン的なものにガイダンスドキュメントになるかは御議論いただければいいのですが、そういったものに盛り込んでいくような統一的なルールになるような発言を過去の議事論から集めた抜粋になります。

横表で申し訳ございませんが、これは過去に評価を行いました農薬で、安全係数が 100 でなかった場合のものを調べたものです。

こういった形で事務局の方で資料をとりまとめて、準備をしたいと思います。随時更新をいたしまして、専門委員の先生方に提供を考えております。

以上でございます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。ただいま御説明があった点に関しまして、御意見はありませんでしょうか。

○ 上路専門委員

参考 4 ですがけれども、事務局の方で農薬の審議時の重要な発言集、総合評価第一部会のものをまとめていただきました。これ以外にほかの部会でも、これに類するものはあるのでしょうか。これは総合第一だけですけれども、ほかの部会として、こういうふうに出していただけると、すごく参考になると思いましたがけれども、いかがでしょうか。

○ 佐藤課長補佐

それは各部会の座長の方から、例えばどんな発言をとりまとめてもらった方がいいのかという意見を伺いつつ。

○ 栗本事務局長

こちらの方でよく検討いたしまして、なるべく御要望に沿えるように作業をしてみます。

○ 林副座長

ここに書いてあるような、こういう発言集もデータベースですし、その前の資料の非常に貴重なデータベースだと思います。こういうものが今後も積み重なっていくと、これは食品安全委員会の財産として非常に大きなものになると思いますので、単に数値だけのデータベースというのではなくて、文字のデータベースもこれからは大事にしていくべきだと、これを見せていただいて感じました。

○ 納屋座長

林先生、どうもありがとうございます。上路先生も大変貴重なアドバイスをいただきました。今までの経緯をちゃんと資料として残してくださっています。各部会の先生方にもこれを見ていただいて、それぞれ御審議いただくときの参考にもなろうかと思えます。そういうことをすることによって、でこぼこもなくなるでしょうし、整合性もとれていく

のではないかと思います。私は親委員会、専門委員、事務局がすべてベストパートナーでありたいと願っております。

ですから、例えば部会や幹事会での審議のときに、こういったデータベースを基に、過去にこういうふうな形で討議をしましたとか、こういう形で ADI を決めましたとかいう適切なアドバイスを事務局からしていただけると大変ありがたいと思っております。こういったデータベースをどんどん充実させていくことが我々の財産でもあろうかと思いますので、是非ともよろしく願いたいと思います。

○ 三枝専門委員

本当に納屋座長のおっしゃるとおりですけれども、このことは安全係数で、各部会でこれは 100 ではだめだとかいう議論もありましたので、そういうことも含めて、データベース化していただくと、本当に整合性が取れると思うので、よろしく願いたします。

○ 栗本事務局長

貴重な御意見をありがとうございます。私どもも十分できるかどうか、やってみないとわかりませんが、また先生方のお力を借りながら、最大限努力をしてみたいと思います。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。ここまでのところで、ほかに御意見はございませんでしょうか。

○ 小澤専門委員

データベースに関して質問です。参考 3「過去に議論となった事例集」ですが、この表はどういうふうに並んでいるかというのと、あいうえお順ということですね。これから委員と事務局との間でしていけばいいと思いますが、例えば構造式とか、薬学の人間の発想なのかもしれないけれども、例えばストロビルリン系とか、そういうものはやってみたらいいのかなと思いました。

○ 納屋座長

小澤先生、どうもありがとうございます。上路先生からも薬効別に分類した方がわかりやすいとか、いろいろ御意見があるようですので、言っていただけるのかなと思っておりますが、御要望等もあろうかと思しますので、それぞれの先生方の特徴に合ったような形で分類できれば、非常にありがたい。エクセルは自動のソート機能があるのですが、私どもアナログ人間にとっては、なかなか使いづらいところがあったりして、こういう形で私は欲しいとか言えば、そういう形で印刷したものをお渡しくださるとか、あるいは電子ファイルでいただけるというのも可能かなと。絶対そうであってほしいとは言いませんので、もし可能であれば、そういうことも御検討いただければと思います。願いたします。

○ 佐藤課長補佐

わかりました。

○ 小澤専門委員

納屋先生は遠慮がちにおっしゃられたのですけれども、これは委員が電子ファイルとして持っていて、まずいことはありますか。

○ 佐藤課長補佐

そういうことはございません。メールで提供と考えております。ただ、やはり紙で見た方が見やすいという先生方もおられると思いますので、そこはソートしたものを配付とか、ソートできるように工夫したいと思います。

○ 小澤専門委員

これだけ充実していると、委員としても、例えば「電子伝達」でソートするということもできるのではないかと思って、見せていただいていたいました。用語の統一も結構大事で、例えば作用機序のところを見るだけでも、「ALS」という3文字でソートすることもできるようにしていただいているようですし、「4HPPD」でやった方がいいのかもしれないけれども、すごくよく作っていただいたと思ったものですから、できそうだと思います。

○ 納屋座長

事務局と小澤先生の間でしっかりとタイアップをしていただいて、利用しやすいものを提供していただければありがたいです。ありがとうございます。ここまではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、1点確認しておきたいことがございます。これまでの部会で継続審議が行なわれている剤についての取扱いでございます。そういうものにつきましては、以前に審議をした専門委員の方が多く所属なさっていらっしゃる部会で継続審議したいと思いますけれども、いかがでしょうか。具体的な剤につきましては、資料7にまとめてございます。御確認いただければありがたいです。新たに審議する剤は、資料7の裏にあります。どの部会で審議をお願いするかに関しましては、幹事会で決めることになります。

なお、こういうことになる前に、既に部会で審議が終わった剤が約10剤ございまして、これは幹事会で議論することになります。これは資料7の表の方の上の部分に該当するものです。2つの段のところのものでございます。また、適用拡大に伴う剤の審議は幹事会で行うということになります。どうぞ御討議をお願いいたします。

○ 三枝専門委員

継続審議のことですけれども、納屋先生と一緒にやらせていただいた部会で、2回資料を提出していただいて、それでもまだ足りないというような剤がありました。これは時間が経つと私みたいな人間は忘れてしまうので、例えば半年以内に回答が欲しいとかいう要求はできるのでしょうか。

最初に審議したときから足かけ3年くらいの剤もあると思いますけれども、そういうものがいつまでも進捗状況が悪いと、今までいた委員と部会の構成が変わったりすると、(変動の)多い部会では、なかなかうまくいかないということもあります。追加資料半年以内に出してほしいということがもし可能であれば、お願いしたいです。

○ 佐藤課長補佐

今はおおむね1年以内とお願いをしているのですが、メーカーさんの方には早く審議をしていただきたいという申請者の意向もございますので、できるだけ早くお願いというのは、常日ごろお願いしております。申し訳ございません。その3年越しというのは。

○ 三枝専門委員

名前すら忘れるくらい。

○ 佐藤課長補佐

確認して、それも催促いたします。

○ 納屋座長

ほかにございませんでしょうか。全般を通じてでも結構です。何かございましたら、どうぞお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事「(3) その他」に進みます。事務局からお願いいたします。

○ 佐藤課長補佐

その他の議事で、特にはございません。次回幹事会に関しましては、審議事項も増えておりますので、できるだけ早い機会にと考えております。日程調整を早急に行いたいと思います。

以上でございます。

○ 納屋座長

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。その他はございませんでしょうか。北條課長、何かございませんでしょうか。

○ 北條評価課長

特にございません。今後の新しい運営等についてまとめていただきまして、御礼申し上げます。事務局の方も今後努力いたしまして、できるだけ先生方の御負担をかけないように、いろいろと努力させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 納屋座長

前田調整官、何か一言いただけませんか。

○ 前田評価調整官

本日は非常に有益な御議論をありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

○ 納屋座長

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第62回「農薬専門調査会幹事会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。